

消費者教育について



支援の必要な消費者とは



地域社会における サポート体制



金融経済教育について

#### 小野由美子(東京家政学院大学)

消費者委員会(第415回)2023年11月8日



# 消費者教育について

- 2004年 <u>消費者保護基本法から消費者基本法への改正</u> 消費者教育を受けることは「消費者の権利」の一つ
- 2012年 消費者教育推進法の成立・施行 消費者教育とは「消費者の自立を支援するために 行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に 消費者市民社会の形成に参画することの重要性に ついて理解及び関心を深めるための教育を含む。)」

保護される立場から、自立して主体的に消費者市民社会へ参画

• 2018年 民法(成年年齢関係)改正

成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立。2022年に施行

消費者教育推進会議による「消費者力」の促進



#### 支援の必要な消費者とは

- •消費生活に課題を抱える人々をさす用語として、国内外の 消費者政策においては、被害に遭いやすい消費者である 脆弱な消費者(Vulnerable Consumer) について議論され、 その合理的配慮が求められている。
- 脆弱な消費者として、子どもや高齢者、障害者、外国人労働者とその家族などがあげられ、消費者が特定の文脈・状況・環境において有する「状況的脆弱性」概念に着目した議論もある。
- 私の問題関心:判断能力に問題があり何らかの消費者トラブルを抱える「判断不十分者」の中でも、高齢期などの特定のライフステージに限定されず、生涯を通じて日常的な見守り等の支援が必要な知的障害等のある「要支援消費者」を中心に検討。



## 支援の必要な消費者とは

- 障害者等(トラブルの当事者に心身障害がある又は判断能力が 不十分な方々であると消費生活センター等が判断したもの) からの消費生活相談は2022年に23,417件。
- 本人が消費生活相談をする割合が相談全体では約8割であるの に対し、障害者等に関する相談では約4割にとどまり、 家族や地域の見守りをする人が相談につなげている。
- 相談内容では「フリーローン・サラ金」に関する相談や 「出会い系サイト」等の「デジタルコンテンツ」の相談も多い。 例えば「知的障害がある兄がスマホのオンラインゲームで高額 な課金をしてしまった」「精神的な病気の母が展示会に行き、 ショッピングローンで高額なネックレスを買った」といった 判断力の不足や、契約内容への理解不足でトラブルになってい るケースが報告されている。(「令和5年版の消費者白書」)



## 支援の必要な消費者とは

- ・国民生活センターに法人文書の開示請求して「件名」と「内容 等キーワード」に「心身障害者関連」および「判断不十分者契 約」という2つのキーワードが登録された消費生活相談情報を 分析したところ、借金問題に関する相談が全体の3割、スマー トフォンやインターネットを契機にした相談は7割ほどだった。
- ・消費生活センターに契約者本人が相談した割合が30.5%だった 一方で、親を心配する子どもが 19.2%、子を心配する親も |19.|%とほぼ同じで、福祉サービス等関係者も||.|%だった ことから、障害のある当事者の消費者トラブルの解決には、 その子世代と親世代、そして福祉サービスの関係者との連携が 大切となる。

小野由美子「全国消費生活相談情報にみる心身障害者関連の判断不十分者 契約」,『消費者教育』,第35冊,日本消費者教育学会,2015年,43-51



## 地域社会におけるサポート体制

- ・当事者の消費者トラブルの早期解決には、予防的支援として 消費者教育も合わせて求められる。消費者教育の地域における拠点 には消費生活センターがあり、特別支援学校の生徒が高等部を卒業 して地域で暮らし続けるためにも重要である。
- 例えば、センターを活用することのメリットや利用方法の具体的な 紹介といった働きがけをしたり、就労や社会福祉の領域との連携を 試みるのも方法である。
- ・学校側にとっても、卒業後を見据えた就労と社会福祉の関連機関に 加え、消費生活に関わる機関も連携先のIつに加えることで、生徒 や卒業生が地域で安全に暮らすための包括的な支援体制の整備に 役立つ。

「全国の特別支援学校における金銭管理教育と社会資源 小野由美子・川﨑孝明 『国民生活研究』,第58巻第1号,国民生活センター, の活用について」, 2018年,44-65



## 地域社会におけるサポート体制

- 地方の消費者行政の体制整備に向けて消費者安全確保地域協議会 が置かれるようになったが、配慮を要する消費者には高齢者だけ でなく障害者も含まれる。
- 厚生労働省による重層的支援体制整備事業の相談支援には 消費者相談もある。生活困窮者自立支援制度などが活用され、 消費者安全確保地域協議会の対象者と重なっている。
- 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業では金銭管理支援も 行われており、専門員からは、体調によってお金の使い方に 波があり、ストレスで散財傾向にある当事者への対応や、 キャッシュレス決済に伴う支援の困難さなどが指摘されている。



## 金融経済教育について

- 高校では2022年度から新しい学習指導要領に基づく教科書を 用いた授業が実施されている。キャッシュレス決済の比率が 高まる中、家庭科では金融経済教育の取り扱いも注目されている。
- キャッシュレス決済の普及に伴い生じる課題と消費者教育のあり方について高校生を中心に実施した質問紙調査や、地方都市部における行政担当者へのヒアリングを重ねる中で、ネット通販とキャッシュレス決済の利用経験者が増加し、利用意向も高まっていることが確認できている。コロナ禍による生活様式の変化が、キャッシュレス決済の促進に与えた影響が大きい。



## 金融経済教育について

- 金融庁による金融商品取引法等の一部を改正する法律案について、 第24回金融審議会市場制度ワーキング・グループの事務局説明資料 「金融庁提出法案」(2023年9月15日)では、金融経済教育推進 機構の概要として、金融庁や金融広報委員会に加え、民間団体の 参画もイメージされている。
- 金融リテラシー向上のための国家戦略で実績のあるエストニア共和国に出向いて行政担当者や研究者にヒアリングをしたところ、日本とは人口の規模も社会的な背景も異なることから単純な比較や検討はできないが、消費者を中心に家庭、学校、行政機関、関連する業界団体の連携が重要とのことだった。銀行業界の担当者は、国家戦略に基づく役割分担の範囲内で活動しているとのことだった。



# 金融経済教育について

- 2013年4月に金融庁がとりまとめた「金融経済教育研究会報告書」には「金融経済教育の推進にあたり、業界団体・各金融機関等は重要な担い手であり、積極的な取組みが引き続き期待される。他方、業界団体・各金融機関等による取組みは、販売推奨との境目が不明確であるといった指摘がある。(18ページ)」と記述されている。
- 同報告書を受けて金融広報中央委員会に設置された金融経済教育 推進会議では金融経済教育に関する議論が継続されている。 金融経済教育推進機構の構想を契機として、国民の金融リテラシー の向上を目指した国家戦略を検討し、その内容と参画のあり方につ いての議論が求められるのではないか。